

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医等の登録(保険課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

土地区画整理事業の終了の認可(二件)(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(三件)(〃)

収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(会計課)

◇ 公 告 狩猟免許試験の実施(森林保全課)

狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施(〃)

◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定(五件)(企画課)

随意契約の予定(会計課)

告 示

鳥取県告示第四百九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田中宏明	鳥医五六九八	平成十年五月十八日
宮田昌典	鳥医五六九九	〃
佐伯宗弘	鳥医五七〇〇	〃
山下智子	鳥医五七〇一	〃
中嶋英喜	鳥医五七〇二	〃
吉岡 文	鳥医五七〇三	〃

鳥取県告示第四百十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成十年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

高橋 寿夫	溝端 恭子	森田 昌功	立林 恭子	石橋 美名子	田中 弓子	金田 周三	大島 領	井上 禎規	平川 宏之
鳥薬一〇七九	鳥薬一〇七八	鳥医五七一一	鳥医五七一〇	鳥医五七〇九	鳥医五七〇八	鳥医五七〇七	鳥医五七〇六	鳥医五七〇五	鳥医五七〇四
平成十年五月十三日	平成十年五月八日	平成十年五月十一日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要							備 考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
境港市 株式会社大伸水産 海洋資源科学工場	境港市昭和町13-31 株式会社大伸水産 海洋資源科学工場	ダイシン印マッシュ	平成10年2月	57.2	6.0	1.1	14.8	2.8	2.22	9.4	
		大伸水産フィッシュミール	〃	61.9			17.2			9.8	粗たん白質 3.1%不足
境港市 鳥取缶詰株式会社 第一工場	境港市昭和町2-28 鳥取缶詰株式会社 飼料部	65%フィッシュミール	〃	65.1	13.2		13.4			5.6	粗脂肪 1.2%過剰
境港市 北陽油脂株式会社	境港市渡町119 北陽油脂株式会社	フェザーミール	〃	77.6			5.3			10.8	粗脂肪 2.4%不足 粗灰分 2.3%過剰
		肉骨粉	〃	61.8			19.4			3.5	
倉敷市 西日本くみあい飼料株式会社 水島工場	境港市外江町36-80-5 鳥取県農業協同組合連合会 境港運送倉庫	くみあい養豚用配合飼料 スビーディーA	平成10年1月	18.6	5.4	2.4	4.8	0.77	0.65	12.7	
神戸市 西日本くみあい飼料株式会社 神戸工場		くみあい配合飼料 ビーフスターフレーク74M	平成9年11月	11.8	3.2	4.6	4.3	0.67	0.47	13.8	
		くみあい標準配合飼料 モーレットグリーン	平成10年1月	17.5	3.6	7.2	5.8	0.72	0.47	14.0	
倉敷市 西日本くみあい飼料株式会社 水島工場		くみあい配合飼料 和牛もくもくほいく(EX)	〃	19.2	2.6	7.8	6.4	0.85	0.50	13.2	

注 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第四百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字広西字大谷五一の一五、五一の一の二一、五一の一の三二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第四百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、河原団地第一土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

全休期間 平成七年四月四日から平成十年三月三十一日まで

第一工区 平成七年四月四日から平成九年三月三十一日まで

第二工区 平成七年四月四日から平成十年三月三十一日まで

三 施行地区及び工区

全体区域

八頭郡河原町大字長瀬字土稗、字津登出、字島台、字境、字土居ノ内及び字伝神

の各一部

第一工区

八頭郡河原町大字長瀬字土稗、字津登出、字島台及び字境の各一部

第二工区

八頭郡河原町大字長瀬字土居ノ内及び字伝神の各一部

四 施行認可の年月日

平成七年三月三十一日

五 終了の認可の年月日

平成十年五月二十六日

鳥取県告示第四百十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、河原団地第二土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の住所及び名称又は氏名

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

八頭郡河原町大字河原三四

美田栄江

二 事業施行期間

平成七年五月十九日から平成十年三月三十一日まで

三 施行地区の区域

八頭郡河原町大字長瀬字町屋敷、字土種、字津登出及び字島台の各一部

四 施行認可の年月日

平成七年五月十五日

五 終了の認可の年月日

平成十年五月二十六日

鳥取県告示第四百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年五月十九日 鳥取県指令鳥土維第四百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町稲葉丘三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町奥谷一丁目一一〇

医療法人社団内科小児科山脇医院

理事長 山脇 敏正

鳥取県告示第四百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年二月二十七日 鳥取県指令都計三一三第二十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市今在家字鹿間

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市

米子市長 森田 隆朝

鳥取県告示第四百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十一月二十八日 鳥取県指令都計三一三第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字上浅津字三ノの餅ヶ坪、字二ノ濱田及び字濱田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡大栄町大字由良宿二〇三一

株式会社北和
代表取締役 伊藤公一

鳥取県告示第四百十七号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成十年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社鳥取銀行 倉吉中央支店	名 称 売りさばき 場所	株式会社鳥取銀行倉 吉駅前支店 倉吉市上井町二丁目 一〇一八	株式会社鳥取銀行倉 吉中央支店 倉吉市上井町一丁目 二〇〇	平成十年 六月一日

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第32号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成10年6月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 受験対象者
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しないもの
- 2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	場 所
平成10年8月4日（火）	午前9時30分から	米子市靴町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第12会議室ほか
平成10年8月18日（火）	午前9時30分から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所 第3会議室ほか
平成10年9月17日（木）	午前9時30分から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館 第2会議室ほか

（注）受験申込みの時に受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識）
- (3) 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）
- 4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地在管轄する地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、法第6条第2号又は第3号に該当しないことについての医師の診断書
 - 5 申込期限
受験しようとする日の7日前まで
 - 6 狩猟免許手数料及びその納付方法
(1) 狩猟免許手数料 5,300円(法第7条第3項後段の規定により狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、3,900円)
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
 - 7 その他
詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7306)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。
- 平成10年6月2日
- 鳥取県知事 西 尾 昌 次
- 1 対象者
鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受

けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成10年7月22日(水)	午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議堂	鳥取市、岩美郡又は 気高郡に住所を 有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成10年8月20日(木)	午前9時から	八頭郡郡家町大字郡家 100 鳥取県八頭総合事務所 第1会議室	八頭郡に住所を有 する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成10年7月28日(火)	午前9時から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所 第3会議室	倉吉市又は東伯郡 に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成10年7月24日(金)	午前9時から	米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成10年7月16日(木)	午前9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所 大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者については、法第6条第2号又は第3号に該当しないことについての医師の診断書

6 申込期間

鳥取地方農林振興局管内 平成10年7月15日(水) まで
 八頭地方農林振興局管内 平成10年8月13日(木) まで
 倉吉地方農林振興局管内 平成10年7月21日(火) まで
 米子地方農林振興局管内 平成10年7月17日(金) まで
 日野地方農林振興局管内 平成10年7月9日(木) まで

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7306)又は各地方農林振興局林業振興課に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年6月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 データ管理、自治省統計事務及び市町村行財政統計事務 処理一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成10年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約価格 90,152,265円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部企画課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年6月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成10年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約価格 69,885,624円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部企画課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年6月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営等業務一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成10年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター

<p>鳥取市東町一丁目220</p> <p>(5) 契約価格 50,613,981円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220</p>	<p>随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年6月2日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>(1) 調達件名及び数量 鳥取県公共情報ネットワークに係る運営管理等 一式</p> <p>(2) 契約方式 随意契約</p> <p>(3) 契約日 平成10年4月1日</p> <p>(4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220</p> <p>(5) 契約価格 21,919,451円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220</p>
<p>平成10年6月2日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>(1) 調達件名及び数量 鳥取県公共情報ネットワークに係る設備の賃貸借及び保守 一式</p> <p>(2) 契約方式 随意契約</p> <p>(3) 契約日 平成10年4月1日</p> <p>(4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220</p> <p>(5) 契約価格 10,927,488円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p> <p>(7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220</p>	<p>随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年6月2日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 調達物品の名称及び数量</p> <p>(1) ハイビジョンビデオプロジェクター 6台</p> <p>(2) ハイビジョンレーザーディスプレイ 4台</p> <p>(山陰・夢みなと博覧会で使用した物品である。)</p>

<p>2 契約の予定日 平成10年7月17日</p> <p>3 随意契約によることとする理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当するため</p> <p>4 随意契約を予定している相手方の名称 三洋電機エレクトロニクス株式会社</p> <p>5 契約担当部局 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局会計課 電話 0857-26-7431</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: ① 6 Sets of Hi-vision video projector ② 4 sets of Hi-vision laser disc player (Used during the Yume Minato Exposition)</p> <p>(2) Expected date of the contract : July 17,1998</p> <p>(3) Reasons for the use of a single tendering procedure : as provided for in the Cabinet Order stipulating special procedures for Local Public Bodies procurement of goods and services (Cabinet Order NO.372 of 1995) Article 10,Paragraph 1,Item 1</p> <p>(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7431</p>	
---	--